

1-(1)-①-iii 妊産婦を対象とする感染予防対策の実践啓発について

1. 啓発事業の趣旨

- ・ すでに市民の皆様には、“with コロナ”の考えの下、**感染予防対策を徹底**していただく趣旨で、「コロナ社会を生き抜くための皆様へのお願い」というメッセージを出させていただいているところ。
- ・ 特に**妊娠中や産後**の方は、**感染症にかかった場合は重症化しやすい**ため、ぜひとも、**新型コロナウイルスをはじめとする感染症の予防に努めて**いただきたい。
- ・ また、妊娠中や産後は、**健康や育児についての疑問・不安・悩みなどを抱え込みがち**。そのような時には、**ぜひお気軽に、市の母子健康包括支援センター等にご連絡**いただきたい。
- ・ **新型コロナウイルス感染予防のため**パパママ学級などの**集団形式の母子健康教育や相談事業の開催を見合わせざるを得ない状況が続いているが**、その分、**お一人おひとりのお問合せやご相談には、しっかりとお応えし、情報提供やご支援をしていきたい**と考えている。
- ・ 妊産婦を対象に、**手指消毒用アルコールジェルと感染症対策や相談先に関する資料をお配りする啓発事業**を始める。
これをきっかけに**感染症を予防し、健康的な妊娠・出産・子育てを送って**いただきたい。

2. 配布物、配布方法、スケジュール

(1) 配布物

- ・ **手指消毒用アルコールジェルは、携帯しやすい小型容器に入ったもの。**
容器には、感染症予防の基本である「**手指を清潔に保つこと**」の励行、**岐阜市母子健康包括支援センターの電話番号**を記したラベルを貼り付ける。



- ・ 一緒にお配りする**感染予防や相談先に関する資料**は、
 - ・ 国の新型コロナウイルス専門家会議が取りまとめた**「新しい生活様式」の実践例**と、
 - ・ 厚生労働省が妊婦向けに取りまとめた、**市以外の新型コロナウイルス感染症や就労等に関する相談先**を案内するもの。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

□ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 □ 誰がいくなら適切なより距離を確保。
 □ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 □ 外出時、屋内にいるときや会話をするとときは、**症状がなくてもマスクを着用**
 □ 家に帰ったときも手洗いを忘れず、できるだけすぐに着替える。足元は1回を履き替える。
 □ 手洗いは30秒程度かけて流水を付けて丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

□ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
 □ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
 □ 発症したときのみ、誰とどこで会ったかをメモにする。
 □ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上で基本的な生活様式

□ まめに手洗い・手指消毒 □ 咳エチケットの徹底 □ こまめに換気
 □ 身体的距離の確保 □ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
 □ 毎朝体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合は無理せず自宅療養

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

<p>買い物</p> <p>□ 運搬も利用 □ 入場者は少人数ですいた時間に □ 電子決済の利用 □ 計画をたてて着早く済ませ □ サンプルなど展示品への接触は控えめに □ レジに並びときは、前後にスペース</p> <p>娯楽、スポーツ等</p> <p>□ 公園はすいた時間、場所を選ぶ □ 予約制の施設で時間を活用 □ ジョギングは少人数で □ すれ違うときは距離をとるマナー □ 予約制を利用してゆったりと □ 狭い閉鎖的な施設は利用 □ 歌や応援は、十分な距離がオンライン</p>	<p>公共交通機関の利用</p> <p>□ 会話控えめに □ 座席にいる時間等は避けて □ 徒歩や自転車利用も併用する</p> <p>食事</p> <p>□ 持ち帰りや出前、デリバリーも □ 屋外空間で気持ちよく □ 大皿は避けて、料理は個々に □ 対応ではなく順番で取ろう □ 料理に集中、おしゃべりは控えめに □ お酌、グラスやお酒口の回し飲みは避けて</p> <p>冠婚葬祭などの親族旅行</p> <p>□ 多人数での会食は避けて □ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 働き方の新しいスタイル

□ テレワークやローテーション勤務 □ 時差通勤でゆったりと □ オフィスはひろるりと
 □ 会議はオンライン □ 名刺交換はオンライン □ 対応での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

◆ 相談・受診の目安

■ 妊婦の方については、発熱や咳などの比較的重い風邪の症状がある場合でも、急のため、重症化しやすい方と同様に、まずは早めに御国番・接産者相談センター等に御相談ください。

■ 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみやみをする際は、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>

◆ 各都道府県等の相談窓口の設置について

■ 妊婦の方々への新型コロナウイルスに関する相談窓口が各都道府県等に設置されています。連絡先等については下記をご参照ください。
 ※ お住まいの市町村の相談窓口もご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11296.html

◆ 分娩について

■ 各都道府県においては、妊婦の方が罹患した場合の高産期医療提供体制の整備など、安心・安全な分娩の実現に努めています。新型コロナウイルスに感染した妊婦の方は、**かかりつけ産科医療機関と分娩先などについてご相談ください。**

◆ 働いている方について

■ 妊婦の女性労働者が、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、妊婦検診等で主治医等から指導を受け、事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務・休業）等の措置を講じなければなりません。（男女雇用機会均等法）
※ 指導の強制期間は、令和2年9月7日～令和3年1月31日まで。

■ このほか、妊婦中の女性労働者は、時間外労働、休日労働、深夜業の制限などについて、主治医等からの指導がなくても請求ができます。（労働基準法）

————— 上記に関するリーフレットをホームページに掲載しています。 —————
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909060/000628247.pdf>

■ 厚生労働省から労働団体等に対して、新型コロナウイルス感染症に関して、妊婦中の女性労働者への配慮がなされるよう、労働に十分に話し合い、安心して休職を取ることができる体制を整えていただくことなどを要請しました。これらの要請の内容や働く妊婦の皆様、企業の皆様への各種ご案内をホームページに掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html

◆ ビデオメッセージ集について

■ 妊婦のみならず、小さなお子さまがいらっしゃるみなさまに向けて、各分野の専門家からのメッセージを掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10996.html

2020年5月14日版

- ・ これらを受け取っていただくことが、**行動変容や関係機関への相談の「きっかけ」となることを願っている。**

(2) 配布方法、開始日

- ・ これらの配布は、
 - ・ 妊婦と母子保健行政の最初の接点となる、**母子健康手帳を交付する時**や
 - ・ 母子健康包括支援センターにて、**妊娠の方の相談に応じる時**や
 - ・ お子さんが誕生されてから4か月以内に行っております**乳児家庭全戸訪問**の時などに、**直接お会いし留意点をお伝えしながらお渡しする。**

(3) 事業開始日

- ・ **6月15日**から、この事業をスタート。

“with コロナ”、「コロナ社会」においても、**安心して子どもを産み育てられる環境づくり**に努めてまいります。